

教育事務所だより

令和元年9月10日発行

つきたい力を明確にして、その実現を図るカリキュラム・マネジメントを

調整監 片寄 泰史

本教育事務所では、学校訪問を終えた指導主事が、他の指導主事と各校の授業研究の取組について報告し合い、熱く語り合っています。それを傍らで聞きながら、各校の校長先生をはじめ先生方の、授業を、研究を少しでも高めたいという強い思いを感じ取っています。

各校では、次年度以降の新学習指導要領の実施に向けて着々と準備をしておられることと思います。今回の改訂では、「主体的・対話的で深い学び」がキーワードとして述べられていますが、これに関連して注目するところがあります。

それは、小学校、中学校等ともに学習指導要領総則第2教育課程の編成「2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」に記されていますが、「(1)各学校においては、児童（生徒）の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」の部分です。言語能力の必要性は言うまでもなく、情報活用能力、問題発見・解決能力等も併せて「学習の基盤」と位置づけました。なぜ、これら「学習の基盤となる資質・能力の育成」が記述され、しかも、「教科横断的な視点から教育課程の編成を図るもの」とあるのでしょうか。

それは、島根県教育委員会が「島根の子どもたちに身につけてもらいたい力」としている「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力」とつなげることで説明できると思います。この力を身につけるには、知識・技能を授業の中で習得して終わりではなく、「前に勉強したあのことを使おう」とか「あの考えとこの考えをつなげてみたら」といった、その習得した知識・技能を使って子ども自身が主体的に考えるような場面をどれだけ設定できるか。そして、人の考えを聞いたり、先哲の考えや図書資料や新聞、web 情報等複数のメディアに当たったりしながら「対話」し、得た情報を活用し、多面的に考える場の設定ができるかが鍵になってきます。このような場の設定が児童・生徒の学びを「深い学び」へと導き、「定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力」につながっていくのではないのでしょうか。

教員は各教科の内容を教えるのですが、児童・生徒はその内容を見方・考え方として様々な課題解決の場面で用いることができるか。ここに「教科横断的な」の意図があります。各教科の目標達成の先にある「つきたい力」が何であるか。それは、学校教育目標や育てたい児童・生徒像とどのようにつながっているのか。どのように教科を横断しながら育成するのか。各教科等の見方・考え方を学びながら「学習の基盤」を身につけ、それがまた各教科等の見方・考え方につながるという往還構造とできるかどうか。この整理をすることが、まさにカリキュラム・マネジメントと考えます。

各校で学校教育目標や育てたい児童・生徒像の実現のために、新学習指導要領の理念をご理解いただきながら実践を積み重ねていただければと思います。本教育事務所は各校のお力になれるように支援をしていきます。



「いじめの認知」と「組織的対応」

生徒指導専任主事 野津佑介

1 いじめの認知

学校生活において、児童生徒の関わりの中で次のようなことがあったとします。

Aさんは、同じクラスのBさんに、いきなり頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。担任は、Bさんに問いただしたところ、Aさんをたたいたことを認めたため、厳しく注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。



質問：Bさんの行為は法律上の「いじめ」に該当するでしょうか。

「いじめ防止対策推進法」において、いじめは次のように定義されています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

つまり、ポイントは

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

という4つの要素であり、①～④をすべて満たす事象全てが法律上のいじめに該当します。

このことから、上記の質問について考えてみますと、

- ・ AさんとBさんは同級生 →①と②
- ・ Bさんの行為は物理的な影響を与える行為 →③
- ・ AさんはBさんの行為により心身の苦痛を感じている →④

} すべて充足



法律上の「いじめ」に該当します



法律上のいじめは極めて広範囲なものです。国立教育施策研究所が行った、小中学生への6年間いじめの追跡調査では、

「仲間はずれ、無視、陰口」を、

された経験がある・・・9割 した 経験がある・・・9割

という結果でした。つまり、6年間で9割の児童生徒が「いじめ」の加害及び被害を経験しているということです。

文部科学省が毎年行っている、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果からも、いじめの認知件数は増加しています。これは、学校において常日頃から児童生徒の状況を把握し、きめ細かに対応していただいている結果であると言えます。

そして、今後も「いじめがあったからだめだ。」「いじめがなかったから大丈夫。」ではなく、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る。」という意識をもって、調査や指導・対応をしていくことが大切です。



2 組織的対応

法律上のいじめに該当する事案については、全て法律に基づいた組織的対応をしなければなりません（いじめ防止対策推進法 第23条参照）。では、なぜ全件組織的対応が求められているのでしょうか。それは、教職員によるいじめの「抱え込み」を防ぐためです。「抱え込み」によって組織的な対応がなされず、いじめが認知されないことによって多くの悲惨な事案が起こっている現状もあります。

今年6月に京都で行われた、独立行政法人教職員支援機構主催「いじめに関する指導者養成研修」において、鳴門教育大学：森田洋司特任教授は、「いじめの気づきと認知は対応のスタートライン。気づきがなければ何もはじまらない。」と話されました。つまり、日頃から、「あれ？」「おかしい？」と思われることすべてを学校の組織へ通知・報告し、対応する必要があるということです。しかし、日々の学校生活の中で起こる全ての事案について学校の組織のメンバーがいつも集まるのが難しいこともあると思います。そこで、組織のメンバーの中に情報の集約担当を決める、問題行動・事故等発生時の対処マニュアルとそのチェックリストを作成するなど、各学校で創意工夫が必要となります。

学校生活の中で、ささいなトラブルは必ずと言っていいほど起こるものです。そして、それらの中にはいじめに該当したり、いじめに発展したりするものもあるはずですが。

認知の数＝「目の前子どもたちを守るために、いじめに対して組織で向き合った証」と考え、いじめ問題に向き合うことが大切ではないでしょうか。

特別支援教育について

「自立活動」について

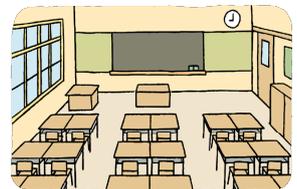
学校教育スタッフ 門脇洋子

今年度、管内には小・中学校等の73校に、特別支援学級（通級指導教室を含む）が202学級設置されています。そのうち、9つの新設学級と、初めて特別支援学級を担任されている新任の38学級があり、延べ47学級の学校訪問を行っています。

児童生徒の障がいの特性等を考慮した教育課程の編成や授業のあり方という視点から、授業公開では「自立活動」または「教科等を合わせた指導」でお願いしています。通常の学級に在籍している特別な支援を必要としている児童生徒への支援の方法、どの児童生徒にとっても分かりやすい授業など、特別支援学級での取組から学ぶことは多くあります。学校訪問を通じて、各学校の特別支援教育に対する理解を広げ、深めていただきたいと思います。

また研究協議の場では、多くの先生方に自立活動について知っていただきたく、話をさせてもらっていることが多いです。今回の小・中学校学習指導要領総則では、「特別支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れること」とされ、また「通級による指導における特別の教育課程については、自立活動の内容を参考にすること」と示されました。

特別支援学級の先生方だけでなく、小・中学校等の通常の学級の先生方を含めた全ての先生方に、自立活動の理解と充実が必要であると考えます。



★自立活動の重要性★

自立活動は、障がいの状態や発達の状況の把握、課題相互の関連の検討、それに基づいての指導の方向性の決定等が先生方に委ねられています。したがって、自立活動には障がい特性への理解や、学習上・生活上の困難の背景への分析が不可欠であり、そこに難しさを感じている先生方も少なくないと思われます。また、通常の学級と通級指導教室の間には一層の連携が求められ、通常の学級の先生にも自立活動への理解が望まれます。



左の写真は、今回の特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」です。従前の解説と比較すると内容が充実し、ページ数が増えています。特に従前の解説で「具体的な指導内容の例」として図示されていた2例から、「流れ図」として13事例示され、ほぼ全障がい種が網羅されました。これらの内容を参考に、自立活動の指導目標や指導内容を検討していくことが必要です。

【自立活動の目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。

自立活動について、あまりなじみのない先生方もおられるかもしれませんが、日々の児童生徒への支援に役立つことがたくさん書かれています。自立活動の内容（6区分27項目）も確認され、今後の指導に生かしていただけたらと思います。

◆◆ 松江教育事務所 特別支援教育研修会 ◆◆

青山 新吾 先生 講演会（ノートルダム清心女子大学 准教授）

◎令和元年11月1日（金）午後 松江合同庁舎 講堂（2F）

「インクルーシブな教育の基礎をつくる」

※研修案内は、後日各学校にお配りします。多数の参加を、お待ちしております。

ご存じですか？特別支援教育支援専任教員

「特別支援教育支援専任教員」は、H29年度から各教育事務所に配置されています。小・中学校等の先生方どなたからでも特別支援教育に関する質問や悩みなどの相談に電話一本で迅速に応じます。相談内容によっては、市町村教育委員会や特別支援学校のセンター的機能の相談、他の相談機関を紹介することもあります。今年度も担任、特別支援教育コーディネーター、管理職などから様々な相談をいただいています。

これまでどんな相談がありましたか？

【通常の学級】

- ・授業中に離席のある児童への対応について
- ・集団の活動に参加できない児童への支援
- ・教師の指示が通らず自分の好きなことしかやろうとしない生徒へどう指導したらよいか

【特別支援学級】

- ・中学校卒業後の進路について
- ・特別支援学級の教科書（一般図書）選定の手続きについて
- ・交流及び共同学習について
- ・初めて特別支援学級担任になったが何をどうしてよいかわからない

【その他】

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
- ・特別支援教育コーディネーターとしてどのように特別支援教育の校内体制づくりを進めていけばよいか
- ・事例検討会、個別の支援会議への参加・助言 等々

具体的な〇〇について教えてほしい、という相談だけではありません。「支援を必要とする子どもたちが多数いて、学級が落ち着かず毎日の授業に困っている、初めて特別支援学級を担任したけれどひとつひとつわからないことばかり、何をどう相談してよいのかもわからない・・・」、そんな先生方のお話を聞くことから始めます。必要に応じて学校へ出かけて行き、児童、生徒の様子を参観します。そして、先生たちと一緒に特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりや個々の児童、生徒への支援を考える手助けができればと考えています。

まずは電話で、お気軽にご相談ください

連絡先：松江教育事務所内 直通専用電話
(0852)32-5791

担当：特別支援教育支援専任教員 城市則子

「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」へ

松江市派遣社会教育主事 平賀謙一

松江市では、「たての一貫」「よこの一貫（環）」を基軸とした「小中一貫教育」を推進しています。特に「よこの一貫（環）教育」の取組を進めるための柱の一つとして、平成22年度より、各学園に「学校支援地域本部」を設置しています。近年ではコーディネーターの尽力もあり、子どもたちの地域行事への参加が増えるなど地域への関心も高まっています。中でも、中学生による地域貢献活動が盛んに行われるようになりました。また、学校支援ボランティアとして関わってくださる地域の方も大幅に増え、昨年度は初めて延べ3万人を超えるボランティアの皆さんに、子どもたちの様々な教育活動を支えていただくなど、大きな成果をあげてきました。



宍道湖漁協と引率ボランティアの皆さんに支えられた体験的な学習です。

国においては、平成29年3月に社会教育法が改正され、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、「地域学校協働本部」を整備することや、「地域学校協働活動推進員（地域学校コーディネーター）」の委嘱に関する規定等の整備が行われました。このことを受け、松江市では今年度より、既に全学園に設置している「学校支援地域本部」の体制を基盤として、コーディネート機能の強化や、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施等をめざして、従来の事業を「地域学校協働本部事業」へと発展させていくこととしました。

これを機に、松江市がめざす人づくり「未来を担う次世代“人財”を育てる」こと、さらには「選ばれるまち松江」をめざした街づくりを一層進めるために関係者を対象とした研修会や連絡会の実施、本部訪問による地域学校コーディネーターとの意見交換等を重ね、体制を強化していきたいと思えます。

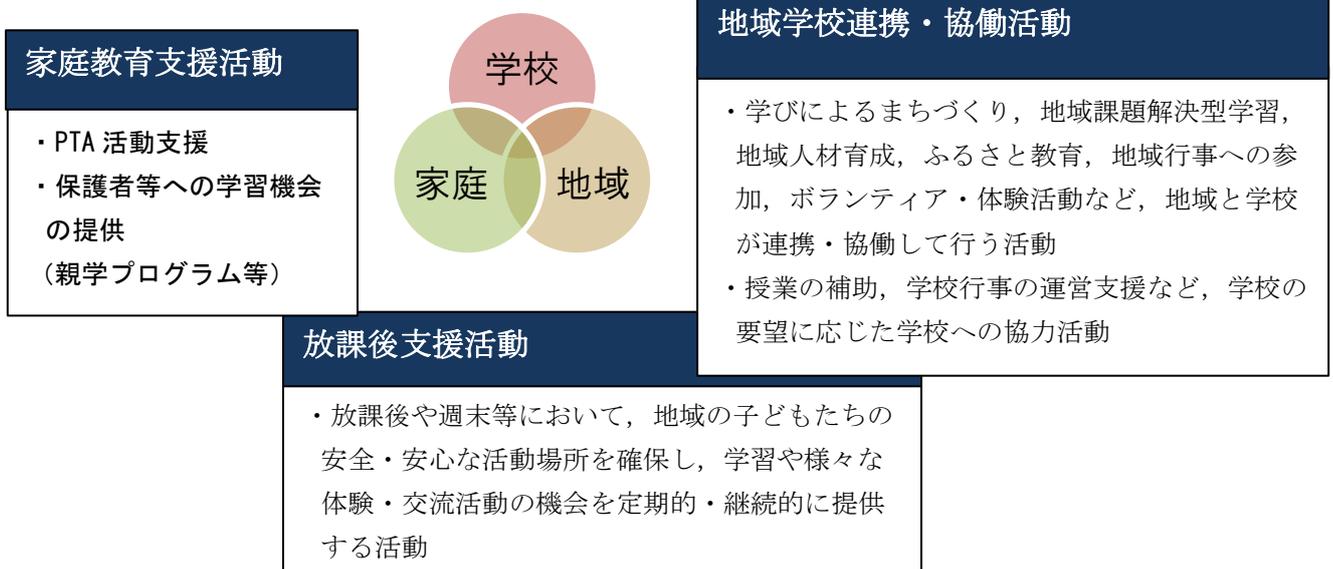


安来市共育協働活動推進事業 ～学び合いと支え合いによる地域づくり～

安来市派遣社会教育主事 小西修二



安来市共育協働活動推進事業は、学校・家庭・地域が連携・協働し、共に学び合い、育ち育て合う活動（共育協働活動）に取り組むことで、地域社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る事業です。子どもたちの成長を支えるには、学校・家庭・地域が連携・協働し地域社会全体で教育を行うことが必要であるという考え方のもと、幅広い地域住民や企業・団体等の参画をいただきながら事業を進めています。



幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである

※幼稚園教育要領 第1章 総説より

小学校の学習指導要領改訂に先だって、平成30年度より幼児教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下、「要領・指針」と表記)が改訂されました。

改訂のポイントはいくつかありますが、今回は以下の2点についてご説明します。

① 幼児教育において育みたい資質・能力の明確化

在籍する幼児教育施設の形態に関わらず、3～5歳児の子どもたちの活動は「教育」とされ(図1参照)各施設で実施される幼児「教育」の横の共通化が図られました(図2参照)。このことにより、保育所、幼稚園、こども園のどの施設形態でも、また全国どこでも同じ水準を確保することが求められ、「質の高い幼児教育の実現」に向けての大きな一歩を踏み出しました。

また、小・中・高等学校の各教科を三つの資質・能力で整理されたように、幼児教育においても育みたい資質・能力として「**知識及び技能の基礎**」「**思考力・判断力・表現力等の基礎**」「**学びに向かう力、人間性等**」の三つを示しました。教科書のない幼児教育では、その「ねらい」と「内容」を発達の側面から**五つの領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)**を編成し相互に関連を持たせながら、遊びを通して総合的に指導していくこととなります。この五つの領域の内容が小・中・高等学校の各教科と同様に、三つの資質・能力で整理されています。

図2で示されているように、幼児教育施設の教育内容が共通化され(横の共通化)、就学前教育から高等学校校までの教育内容が三つの資質・能力で共通化されたこととなります(縦の共通化)。

② 小学校教育との円滑な接続

要領・指針には小学校教育との円滑な接続についても詳しく記載されています。

しかし、遊びを通して学ぶ幼児教育と、教科の枠組みの中で学ぶ小学校教育では、そもそも学びの構造が違います。そこで、幼児教育で培った力を小学校に接続するための(伝えるための)「ものさし」として「**幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿**」が提示されました。

今後は保育要録の記載も「**幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿**」を踏まえたものになります。受け取る側の小学校も、子どもたちの円滑な接続のために、「**幼児教育の学びの構造**」、「**幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿**」については理解しておく必要があります。

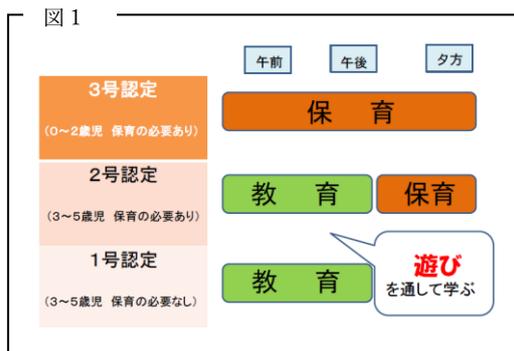
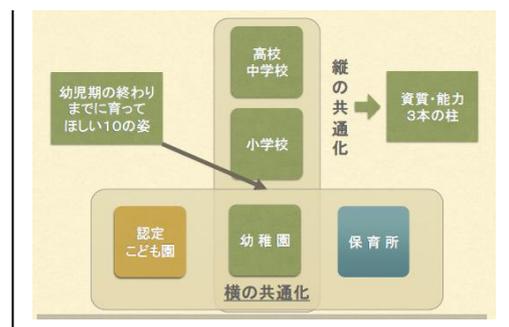


図2 島根大学教育学部附属幼稚園 太田泉氏 講演資料より



幼小連携・接続研修について

昨年度設置された「島根県幼児教育センター」ですが、今年度は小学校からの幼小連携・接続に関する研修依頼が増えました。各市町村で開催されている「幼小連携・接続研修」や小学校長会、小学校・保育園・幼稚園・こども園の管理職研修、市郡教研の生活科部会での「スタートカリキュラム」研修等に何度か行かせていただいています。

小学校区ごとの研修に出かけることも可能です。ぜひお声かけください。

まずは、松江教育事務所 幼児教育スタッフにご連絡ください。 ☎ TEL 0852-32-5192